

○本巢市日常生活用具一覧

((介)) 介護保険対象種目)

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	肢体・難病	((介)) 18歳以上であつて、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は寝たきりの状態にある治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者(以下「難病患者等」という。)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	肢体・知的・難病	((介)) 原則として3歳以上であつて、下肢若しくは体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。児童にあつては2級を含む。)、療育手帳の程度が重度若しくは最重度である者又は寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	肢体・難病	((介)) 原則として学齢児以上であつて、下肢若しくは体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,500
	肢体	((介)) 原則として3歳以上	障がい児・者を担架に	5年	82,400

	入浴担架	であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に介護を要する者に限る。）	乗せたままリフト装置により入浴させるもの		
肢体・難病	(介) 体位変換器	原則として学齢児以上であって、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
肢体・難病	(介) 移動用リフト	原則として3歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が障がい児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
肢体	訓練いす	原則として3歳以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
肢体・難病	訓練用ベッド	原則として学齢児以上の児童であって、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
肢体	(介) エアーパット	下肢又は体幹機能障害1級の児・者及び、下肢又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2级以上で総合等級1級の児・者（常	褥瘡防止のためのものであって、エアーパットと送風装置からなるもの	8年	58,000

			時介護を要する者に 限る。)				
自立 生活 支援 用具	肢 体・ 難病 用具	(介) 入浴補助 用具	原則として3歳以上 であって、下肢若し くは体幹機能障がい を有し、入浴に介助 を必要とする者又は 入浴に介助を要する 難病患者等	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、障がい 児・者又は、介助者が 容易に使用し得るも の。ただし、設置に当 たり住宅改修を伴う ものを除く。	8年	90,000	
	肢 体・ 難病	(介) 便器	原則として学齢児以 上であって、下肢若 しくは体幹機能障害 2級以上の者又は常 時介護を要する難病 患者等	障がい児・者が容易に 使用し得るもの。ただ し、取替えに当たり住 宅改修を伴うものを 除く。	8年	4,450 5,400 (便器に手す りをつけた場 合)	
	身体	(介) 歩行補助 つえ	障がいをする者で あって、つえ(T字 状・棒状)の使用に より歩行機能が補完 される児・者	歩行時に身 体を支え、安 定させるた めに用いら れるもの(夜 光材付とし た場合は4 10円(全面 夜光材付と した場合は、 1,200 円)増しとす ること。価格 は1本当た りのもので あること。外 装に白色又 は黄色ラッ カーを使用 した場合は 260円増	木材 軽金属	3年	2,200 3,000

			しとすること。)			
平衡・肢体・難病	(介)移動・移乗支援用具	原則として3歳以上であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する者又は下肢が不自由な難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000	
平衡・肢体・知的・精神	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する者又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者及び精神障害者保健福祉手帳の程度が2級以上の者であって、頻繁に転倒する児・者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	スポンジ、革を主材料 スポンジ、革、プラスチックを主材料	3年	15,200 36,750
肢体・知的・難病	特殊便器	原則として学齢児以上であって、上肢機能障害2級以上の者、療育手帳の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上	障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもので、温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200	

		肢機能に障がいのある難病患者等			
身体・知的・精神	火災警報器	障害等級2級（精神障害者保健福祉手帳を含む）以上又は、療育手帳の程度が重度若しくは最重度である児・者（火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
身体・知的・精神・難病	自動消火器	障害等級2級（精神障害者保健福祉手帳を含む）以上、療育手帳の程度が重度若しくは最重度である児・者又は難病患者等（火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい児・者又は難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
視覚・知的	電磁調理器	18歳以上であって、視覚障害2級以上の者又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上の者	障がい児・者が容易に使用し得るもの	10年	7,000

聴覚	聴覚障がい者用屋内信号装置	18歳以上であつて、聴覚障害2級の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400	
肢体	環境制御装置	18歳以上であつて、上肢又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	68,000	
肢体	(介) テーブルリフト	18歳以上であつて、下肢又は体幹機能障害2級以上を有し、車いすを常用する者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障がい者及びその介護者が容易に使用し得るもの	5年	100,000	
視覚	音声標識ガイド装置	18歳以上であつて、視覚障害2級以上のもの	「歩行時間延長信号機用小型送信機」と一体となって使用できる受信機	5年	25,000	
在宅療養等支援	じん臓透析液加温器	原則として3歳以上であつて、じん臓機能障害3級以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500	
援用具	身体・難病	ネブライザー（吸入器）	原則として学齢児以上であつて、呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障がい児・者又は呼吸器機能に障がいを有する難病患者等であつて、必要と認められる者	障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
身体・	電気式たん吸引器	原則として学齢児以上であつて、呼吸器	障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	56,400	

難病		機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障がい児・者又は呼吸器機能に障がいを有する難病患者等であって、必要と認められる者			
身体・難病	ポータブルバッテリー	在宅で人工呼吸器を使用し、かつ、電気式たん吸引器又は加温加湿器を使用している呼吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度の身体障がい児・者又は呼吸器機能に障がいを有する難病患者等であって、必要と認められる者	蓄電池、変換器及び充電器(家庭用コンセントから充電できるもの)の機能が一体となったもので、かつ、正弦波の機能を有するもの(医療の対象となるものがない場合に限る)	6 年	100,000 (電気式たん吸引器のみを使用している場合) 200,000 (加温加湿器を使用している場合) 使用している機器の台数に関わらず、給付台数は1台のみとする。
呼吸器	酸素ボンベ運搬車	18 歳以上であって、呼吸器機能障がいを有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい児・者が容易に使用し得るもの	10 年	17,000
視覚	盲人用体温計(音声式)	原則として学齢児以上であって、視覚障害 2 級以上の者(障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい児・者が容易に使用し得るもの	5 年	9,000
視覚	盲人用体重計	18 歳以上であって、視覚障害 2 級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい児・者が容易に使用し得るもの	5 年	18,000

	心臓・呼吸器・難病	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい及び心臓機能障がい児・者又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、呼吸管理上必要と認められる者	血中酸素濃度を簡便に測定でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5年	46,000
情報・意思疎通支援用具	音声言語・肢体	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の音声言語機能障がい又は肢体不自由の者であって、発声発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	身体	情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障がい者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	60,000
	視覚		視覚障がい者でパーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難な者	パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの		15,000
				音声ガイド、文字拡大機能等視覚障がい者の利用に配慮し		25,000
				視覚障がい者用ワープロソフト		

			たもの			
			パーソナル コンピュータへの点字 による文字 入力をキー ボードから 入力できる もの	点字処 理シス テム		10,000
			文字、画像等 を読み取り、 文字を認識 するソフト、 画像を拡大 するソフト 等に情報を 出力できる もの	スキャ ナー装 置		15,000
視 覚・ 聴覚	点字ディ スプレイ	18歳以上であつ て、視覚障がい及び 聴覚障がいの重度重 複障がい（原則とし て視覚障害2級以上 かつ聴覚障害2級） を有し、必要と認め られる者	文字等のコンピュ ータの画面情報を点字 等により示すことの できるもの		6年	383,500
視覚	点字器	視覚障がいを有する 児・者	1行が32 マスになつ ており、18 行で両面書 の標準型、4 行及び12 行で片面書 の携帯用が あり、触覚で 識別できる 凸点を組み	32マ ス18 行、両面 書真鍮 板製 32マ ス18 行、両面 書プラ スチック製	7年	10,400 6,600

			合わせて構成される点字を打つために、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの（価格には点筆を含む。）	32マス4行、片面書アルミニウム製	5年	7,200
				32マス12行、片面書プラスチック製		1,650
視覚	点字タイプライター	視覚障害2級以上の児・者（原則として、本人が就労若しくは就学しているか又は、就労が見込まれる者に限る。）	障がい児・者が容易に使用し得るもの		5年	63,100
視覚	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	録音再生用	6年	85,000
			音声等によ	再生用		35,000

			り操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの		
視覚	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上であって、視覚障害２級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚	視覚障がい者用拡大読書器	原則として学齢児以上であって、視覚障がい者を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
視覚	盲人用時計	18歳以上であって、視覚障害２級以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	10,300 13,300
聴覚・音声言語	聴覚障がい者用通信装置	原則として学齢児以上であって、聴覚障がい又は発声発語に著しい障がい者を有し、コミュニケーション	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者	5年	71,000

		ョン、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	が容易に使用し得るもの			
聴覚	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	6年	88,900	
音声	人工喉頭	喉頭摘出による音声機能障がいをする児・者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式	4年	5,000
			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式	5年	70,100
		咽頭摘出による音声機能障がいをする、常時埋込型の人工咽頭を使用する児・者	HMEカセット及び付属品とする(付属品:ベースプレート、気管	常時埋込型人工咽頭用人工鼻	1か月	23,100

			孔装着用接着剤及び剥離剤)		
視覚	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者	点字により作成された図書。点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を給付		
肢体	電動ページめくり装置	18歳以上であつて、上肢機能障害2級以上の者	電動により図書のページをめくる機種で、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	150,000
肢体	携帯用会話補助装置用大型キーボード	18歳以上であつて、「携帯用会話補助装置」の給付対象者のうち上肢機能障害2級以上の者	携帯用会話補助装置に接続可能であつて、足で入力できるようなキーが大型化された機種	5年	80,000
視覚	視覚障がい者用音声読書機	18歳以上であつて、視覚障がいを有し、墨字本による読書が困難な者（パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要な者に限る。）	活字を読み取り、音声で読み上げることができる機種（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。）	5年	150,000
視覚	点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障がい者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つ機種	5年	125,000
排泄管理支援用具	ぼう	ぼうこう又は直腸機能障がいを有する者であつて、ストマを造設している児・者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）及び付属品とする ※付属品：（皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ、皮膚保護パウダ	—	17,716
	こう			23,278	

			<p>一、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用蓄尿袋）、ナイト・ドレーナー・ジバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ、消臭剤）</p> <p>蓄便袋・蓄尿袋 2 か月分</p>		
<p>肢体 ぼう こう 又は 直腸</p>	<p>紙おむつ 等衛生用 品</p>	<p>3歳以上であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者並びに先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのあ</p>	<p>紙おむつ（テープ留めタイプ、シートタイプ、パットタイプ）、サラシ、ガーゼ、おしりふき、脱脂綿等 2 か月分</p>	—	24,000
	<p>洗腸装具</p>		<p>洗腸装具</p>	6 か月	12,000

			る者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者			
			イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関又は保健所の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者			
肢体	収尿器	脊髄損傷等による排尿障がい（特に失禁のある場合）により、必要とする児・者	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの（ラテックス製又はゴム製）	普通型（男） 簡易型（男）	1年	7,700
			耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	普通型（女）		5,700
			ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	簡易型（女）		8,500
						5,900
住宅改修費	肢体・難病	（介） 居宅生活動作補助用具	原則として学齢児以上であって、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次のもの (1) 手すりの取付	—	200,000

		動機能障がいに限 る。)を有する障害 等級3級以上の者 (ただし、特殊便器 への取替えをする場 合は上肢障害2級以 上の児・者)又は下 肢若しくは体幹機能 に障がいのある難病 患者等	(2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び 移動の円滑化等の ための床又は通路 面の材料の変更 (4) 引き戸等への 扉の取替え (5) 洋式便器等へ の便器の取替え (6) その他前各号 の住宅改修に付帯 して必要となる住 宅改修	
--	--	--	---	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。